

会員各位

平成 25 年 3 月 30 日

前田 徹氏の講演会報告（概要）

会長 多田 丈夫

去る、3 月 13 日(水)の常任理事会では、本会の会員で、全国連合退職校長会(以後、全連退)でご活躍中の常任理事で福利厚生部長の前田 徹先生をお招きして、我々が最も関心を寄せている「共済年金問題と最近の動向について」ご講演をいただきました。先生は都立田園調布高校校長を平成 4 年にご退職後、23 年間に渡り、全連退の仕事に携わり、年金問題に深くかかわり、知見のある方であります。

さて、この年金問題は、平成 8 年 3 月の「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定され、国として統一的な枠組みの形成(年金の一元化)を目指す動きがあり、その後、「被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律」が平成 24 年 11 月に成立するまで一元化を遅らせた経緯があります。この間の全連退の果たした役割は、極めて大きいと聞いております。この度のご講演を拝聴した常任理事の先生方から貴重なお話を全会員に周知したらどうかとのご意見が寄せられたため、前田先生のお許しを得て、HPに当日お話くださった概要を掲載することに致しました。予定された 45 分があったという間に過ぎ、2, 3 の質問を受けていただき和やかな内に講演会を終了いたしました。概要のみで講演内容の全部をお伝えすることができませんが、先生が国会で成立した法案の解説や今後の年金改革の想定で示して下さいのように、我々の身近で切実な課題でありながら、時の政治や経済の動向に大きく左右される問題でもあります。我々も今後の動向に関心を寄せ、注視していきたいものと改めて感じた時間でした。先生のますますのご活躍を祈念いたしております。

以下は、講演概要の報告であります。会員の皆様よろしく、ご判読ください。

記

- 1、日時:平成 25 年 3 月 13 日(水) 午後 2 時 45 分～3 時 30 分
- 2、場所:東京都公立高等学校協会会議室
- 3、講師:前田 徹先生(全国連合退職校長会常任理事 福利厚生部長)
- 4、題:「共済年金問題と最近の動向について」
- 5、講演内容の概要

〇はじめに

私は、都立大崎高校と都立南高校で生物の教師として過ごしました。現在の都立南高校は、商業高校に改変されてしまい誠に残念ですが、それでも 50 年前の先生方とは未だに付き合っております。私の校長経験は、都立武蔵丘高校と都立田園調布高校の 2 校でした。そんな訳で年金問題については、赤の他人であった訳ですが、ご縁があつて全連

退に勤めることになり、最初は生涯学習部の部長でしたが、大学の同級生の小川嘉一郎氏の後任として福利厚生部を引き継ぎました。その後、退職公務員連盟ともお付き合いがあり、年金問題に少しずつ詳しくなりました。いずれにしても、もともと年金問題については素人ですので分からないところもありますが、その点、ご了解ください。この度、会長さんからのご要請もあって今日を迎えることになりました。

○まず、年金の種類についてお話しします、

ご承知でしょうが年金は、自営業者(商業や農業)、非正規労働者等を対象とした国民年金と民間会社に努めている人を対象とした厚生年金、それに国家公務員、地方公務員や私立学校教職員を対象とした共済年金の3本立てになっています。我々は共済年金受給者であります。さて、共済年金の内訳は、3階建てになっていて、一階部分は基礎年金といわれ、これは国民年金と同等のものです。二階部分は、厚生年金と同等のものです。三階部分は、職域加算等です。三階は、公務員だけに特別にある職域加算部分で公務員の勤務の特殊性に基づく職に対する特別な手当部分と昭和37年に廃止された恩給停止の代価として支払われる追加費用の二つがあります。勤務の特殊性とは、職務専念義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等のことでもあります。現在、公務員だけ特別に優遇されているとの声もあり、この点を大分叩かれています。さて、共済年金の給付額は、厚生年金相当部分と職域加算相当部分、それに経過的加算を足したものとされます。難しい計算で算出されますが、我々は現役時代に給与から共済組合費を支払ってましたね。その中に年金の保険料が含まれていた訳です。

○次に、年金の一元化についてお話ししましょう。

これは、国民年金、厚生年金、共済年金を統一しようというもので、平成8年に閣議決定して以来、国会で法案を作ろうとしましたが、我々の全連退を含む公務員連盟等の団体が長年に渡り、反対や陳情を繰り返してきまして、すぐには成立に至らなかった法案ですが、平成24年8月10日に成立したのです。この間、約16年の月日が流れました。さて、この年金問題には、マクロ経済下における物価スライドの実施ということが約束されています。これは、現下の物価指数が上昇した時には年金額は増額するものの、反対に物価指数が減少した時には年金は減額されるというスライドの性格があるということです。以上、年金問題の基本的な事柄をお話しました。

○次に、現在の年金問題の動向についてお話しします。

平成24年12月14日に共済年金受給者団体会議が日本退職公務員連盟(以下、日公連)で開かれました。この会議は、農林退職者組合、郵政退職者の会、昔の国鉄、市町村の退職者組合、退職教職員組合などの団体で構成されています。この会議では、第180国会で成立した法案(平成24年8月10日成立)と第181国会で成立した法案(平成24年11

月 16 日成立)についての報告がなされました。ここに、その法律の主な内容の概要を紹介しましょう。

1、公的年金制度の財政基盤及び最低補償機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（第 180 回国会で成立した法律）の概要

- ① 年金の受給資格期間(保険料支払い)が、25 年から 10 年に短縮される。
－保険料を 10 年以上支払えば、年金資格が得られるというものの改正です－
- ② 基礎年金国庫負担の割合 1/2 が恒久化される年度が平成 26 年度(消費税 8%となる)と定める。
－かつては 1/3 であった割合が、この 3 年間は年度予算の剰剰額等で 1/2 に維持されていたものを平成 26 年から恒久化するというものです－
- ③ 従業員 50 人以上の企業では、短期間労働者に対して厚生年金・健康保険の適用拡大を行なう。－非正規労働者にも年金を適用しようとするもので、国と雇い主の責任を明確にしたものです－
- ④ 厚生年金・健康保険については、次世代育成支援のため産休期間中の保険料を免除する。
- ⑤ 遺族年金の父子家庭への支給を行なう。
－今まで母子家庭のもであったものを父子家庭にも適用できるようにするもの－
- ⑥ 低所得高齢者への福祉的な給付措置を講ずる。

2、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（第 180 回国会で成立した法律）の概要

- ① 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2 階部分の年金は厚生年金に統一する。－簡単に言えば、共済年金をなくすということです－
- ② 共済年金にある公的年金としての 3 階部分(職域部分)は、廃止し、新たに別の法律を定める。－公務員の職域部分については、政局がらみでどうなるか不透明です－
- ③ 追加費用削減のため、恩給期間にかかわる給付について本人負担の差に着目し、27%削減する。－恩給廃止の代価を全額でなく、27%削減するというものです－
- ④ 共済年金と厚生年金との制度的差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。－60 歳過ぎた在職者年金受給者などは、収入額によりカットするもの、共済年金は 46 万円以上、厚生年金は 28 万円以上となっていて、その制度の差異を厚生年金並みとするもの－

3、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（第 181 回国会で成立した法律）の概要

- ① 平成 24・25 年度については、国庫は年金特例公債(つなぎ国債)により基礎年金国庫

負担割合 1/2 と 36.5%(現在の国庫負担割合)との差額を負担する。

ー平成 24・25 年度は、特別につなぎ国債で 2 つの差額を補うというものー

- ② 年金額の特例水準について、平成 25 年 10 月は 1%、26 年 4 月は 1%、27 年 4 月は 0.5% とする。

ー平成 12 年頃から物価が下降したのに、年金は下がらないまま、2.5%高くなっているものを是正するため、特例を設け段階的に解消しようとしたものー

以下、省略。

○最後に、今後の年金改革に想定される項目を挙げておきます。

- ① デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの実施
- ② 高所得者の基礎年金国庫負担部分の軽減(カット)
- ③ 現在の 65 歳年金支給年齢の引き上げ
- ④ 60 歳代前半で職に従事している人の在職老齢年金の支給停止基準の見直し

以上、年金問題と現在までの国会の動きなどを交えて、お話させていただきました。ご静聴有り難うございました。